○厚生労働省告示第百九十三号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条第二項の規定に基づき、雇用政策基本方針（平成二十六年厚生労働省告示第二百一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の二㈣③中「図る。」の次に次の段落を加える。

また、地域の活力を維持するため、雇用機会が不足している地域における期間の定めがなく、かつ、フルタイムの雇用機会の創出に向けた支援等により、地域における良質な雇用機会の確保を図る。

○厚生労働省告示第百九十四号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の第1章第1節の注4中「100点」を「120点を減算し、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年90日を超える期間にあっては、1日につき所定点数から220点」に、「又は急性増悪等やむを得ない場合」を「、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合」に改める。

別表の第1章第1節の注10を同節の注11とし、同節の注9を同節の注10とし、同節の注8を同節の注9とし、同節の注7の次に次のように加える。

注8　法第43条第4項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者に対して円滑に入院対象者入院医学管理を行うため、指定入院医療機関が当該対象者の転院に必要な調整を行った場合には、変更前の指定入院医療機関にあっては、最後の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、変更後の指定入院医療機関にあっては、最初の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、転院調整加算としてそれぞれ2,400点を加算する。

別表の第1章第2節の1の注5中「あっては」の下に「、次に掲げる場合に応じ」を加え、「2,000点」を「それぞれ次に定める点数」に改め、同1の注5に次のように加える。

イ　同一月に通院医学管理を行った通院対象者が3名以下の場合　2,000点

ロ　同一月に通院医学管理を行った通院対象者が4名以上の場合　3,000点

別表の第1章第2節の1の注6中「限り」の下に「、次に掲げる場合に応じ」を加え、「2,400点」を「それぞれ次に定める点数」に改め、同1の注6に次のように加える。

イ　当該通院対象者が当初審判において入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者である場合　3,000点

ロ　イ以外の場合　2,400点

別表の第2章通則の3の注3に次のただし書を加える。

ただし、注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

別表の第2章通則の3の注4を同3の注5とし、同3の注3の次に次のように加える。

注4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、20歳未満の対象者に60分以上の医療観察通院精神療法を行った場合（通院決定日から3月以内の期間に行った場合に限る。）は、医療観察児童思春期精神科専門管理加算として1回に限り1,200点を所定点数に加算する。

別表の第2章通則の4のロ中「イ以外の」を「イ以外の医師による」に改め、同4のロの次に次のように加える。

ハ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医と看護師が共同して行う場合　350点

別表の第2章通則の5の次に次のように加える。

5－2　医療観察依存症集団療法（1回につき）　340点

注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、薬物依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年以内に限り、更に週1回かつ計24回を限度として算定できる。

注2　医療観察依存症集団療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

別表の第2章通則の11のイ中「575点」を「580点」に、「440点」を「445点」に、「675点」を「680点」に、「525点」を「530点」に改める。

別表の第2章通則の11のハ中「575点」を「580点」に、「440点」を「445点」に、「675点」を「680点」に、「525点」を「530点」に、「288点」を「293点」に、「220点」を「225点」に、「338点」を「343点」に、「263点」を「268点」に改める。

別表の第2章通則の12の注2の次に次のように加える。

注3　注1の場合において、必要な衛生材料及び医療材料を提供した場合に、医療観察衛生材料等提供加算として、通院対象者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

○厚生労働省告示第百九十五号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）に基づき、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等（平成十七年厚生労働省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三の一の⑵中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改める。

第三の五の次に次のように加える。

五の二　医療観察児童思春期精神科専門管理加算の施設基準

二十歳未満の対象者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有しているもの。

五の三　医療観察依存症集団療法の施設基準

当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されているもの。

第三の七を次のように改める。

七　医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準

⑴　当該指定通院医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長に届け出ているもの。

⑵　医療観察認知療法・認知行動療法ハにあっては、⑴の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が1名以上配置されているもの。